

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年2月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500372 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500164 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（昭和 58 年 12 月 1 日から B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から昭和 60 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社における請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 52 年 1 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された昭和 52 年 1 月から昭和 56 年 9 月までの給与支給明細書により、請求者が事業主から支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和 52 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 10 月から昭和 56 年 9 月までの期間は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、昭和 52 年 6 月は高額、同年 8 月及び同年 9 月は低額であることが確認できる。

一方、上記給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、昭和 52 年 1 月から昭和 56 年 9 月までの期間は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、昭和 52 年 1 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日までの期間については、当該低い方の額はいずれの月についても、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と比べて、同額か、又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和 49 年 10 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間及び昭和 56

年 10 月 1 日から昭和 60 年 10 月 1 日までの期間については、事業主及び請求者は、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額とともに確認できる資料を所持していない上、事業主及び同僚からは当時の標準報酬月額の取扱いについての具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。